

★失業保険法の一部が改正されました★

本年四月から失業保険法の一部が改正されました。主な改正項目及び改正要点は次のとおりであります。

▼失業保険の保険料率は、従来千分の十六となつていましたが、今回、各種社会保険における掛金との均衡をも考慮し、又最近の被保険者の失業率等を検討して、四月分の保険料から千分の十四に引下げられることになりました。

▼近代産業の発達により技能者の需要が増してくるに従つて、求職者の職業訓練が重視されるようになりましたが、失業保険にも受給資格者の職業訓練の受講を容易にするため、安定所の指示で職業訓練を受ける者に対しては、所定の保険金の支給が終了後も、なお訓練終了まで保険金が支給されることになりました。

▼最近、炭鉱の休業閉鎖、企業合理化に伴う人員整理等が各地で見られますが、このように、一定の地域で、多数の失業者が発生した場合、その地域の受給資格者に対しては、所定の保険金の支給が終了のち、なお、一定日数分（六十日の予定）の保険金が支給されることになりました。

ることになりました。

▼失業保険金の支給を助け始めると、中途で就職する者は至つて少いのが現状であります。受給資格者の早期就職を促進するため、就職支度金を支給する制度が新設されました。就職支度金は保険金の二分の一以上を残して就職した者に支給されますが、その額は、三分の二以上残して就職した場合、保険金の五十日分、二分の一以上の場合には保険金の三十日分となつております。

▼日雇失業保険は、保険金を受けようとする月において、失業した日が一定日数に達するまでは支給されないこととなつております。これを待期といいますが、その日数は、従来、失業した日が継続している場合は四日、断続している場合は通算して六日となつていました。これが継続して三日、通算して五日と、それぞれ一日づつ短縮されることになりました。

以上、改正点を説明しましたが、詳しくは、県失業保険課又は最寄の職業安定所で、お尋ね下さい。

(失業保険課)

4 青年学級について



三十四年度県内市町村に開設された青年学級は四七〇学級、学級で学んだ青年は、約三万人である。勤労青少年が日々職業に従事しながら、職業の知識技能の習得及び教養向上のため、周囲への気兼ね、昼間の仕事、家事の疲労その他多くの困難を克服しながら、青年学級に学んでおられることは誠に頼もしいことである。しかしその数は県内勤労青少年総数からみると約一割程度に過ぎないことに問題を含んでいる。今後、もつと多くの勤労青年が青年学級で楽しく学習出来るよう、あらゆる面から考慮していかなければならないだろう。昨年度の本県学級の歩みは、

(平均学習時間)

△男子▽		一七四時間	
内訳	職業	八五時間	家事
		六時間	一般教養
		八三時間	
△女子▽		二一〇時間	
内訳	職業	三八時間	家事
		九四時間	一般教養
		七八時間	

(学習内容)

△職業▽ 地域の産業に結びついたもの、稲作、麦作、蔬菜、果樹、畜産、林業、漁業等

△家事▽ 和裁、洋裁、料理、生花、編物、手芸等

△一般教養▽ 珠算、ペン習字、青年問題、町村政時事問題、郷土史、レクリエーション等

この青年学級の歩み、即ち運営というものには自然発生した戦後間もない頃より以来、多くの問題に悩まされてきた。施設設備が不備で借金を余儀なくしているのが多数であり、経費不足、講師に適当な人を得られない場合も多々あり、或いは、中学卒業直後の青年から二十四、五才までの青年とが一諸に学習を行うところに、年令、興味、知識等の差異が生ずる。その外沢山の問題が各学級に抱え込まれている。このような障害をどのようににさばき、或いはコントロールして、年令、学歴、興味等十人十色に違ふ青年たちの学習が、楽しく効果的に行なわれてゆくか青年学級主事はじめ関係者が、腐



パラチオン剤
使用の前に

いよいよよい虫防除の時期がやってきました。今年も防除作業では事故のないように次のことにご注意下さい

●パラチオン剤の使用は個人では出来ません。指定を受けた農家組合、市町村役場、農業協同組合、農業共済組合の団体で使用し、公示、届出を済ませた後、指導員の指導に従つて作業をすること。

●散布したところには、はつきりした赤旗の標識をたて、一週間したら取り去ること。

●パラチオン剤の散布作業をするときは事前に附近の住家、通行者、子供等にはよく連絡して、危害の起らないようお互いに注意すること。

●散布作業後の薬剤の空容器は、責任者が数量をよく調べて、割つて土の中に埋めたり、焼きすてたり、適切な方法を講ずること。

●パラチオン剤の保管は、指定を受けた農家組合でも、なるべく農協にまとめて保管し、これが出来ない農家組合では、農家組合ごとに施錠のできる堅固な保管箱に保管すること。

●個人所持は禁止されておりませんが、若し持つていた場合には、三年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処せられる

●中毒したときは、直ちに医師の診断、治療を受けること。

(衛生部)

★…児童の権利宣言とは…★



昨年11月20日、国連総会で採択された「児童の権利に関する宣言」は、全世界の親、政府、地方公共団体、団体などに対して、児童が特別に保護される権利をもっていることを認めるように要請したものである。わが国では、12月16日、参議院本会議において、これを全面的に支持し、且つ宣言の趣旨徹底を期する旨決議している。

宣言は、前文と主文十条からなっており、前文では「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負う」とうたつている。

本文では、児童がすこやかに育つための保護を受ける権利、家庭的な理解と愛情で育てられる権利のある児童は、特別な治療、教育及び保護を受ける権利などをうたつている。

この権利宣言は、ただちに各国を法的に拘束するものでない。が、しかし、日本の児童憲章は国際的なあとおしを得、又国令が決議採択している以上、政府や地方公共団体その他関係機関が児童福祉対策を進める上に力強い援護となり、又これを守ることが国際的な道義として必要なわけである。

★…愛の鐘運動のネライ…★

今、全国には町に村に多くの愛の鐘が鳴り渡つている。その種類は、千差万別であるが共通しているのは、この運動の多くが、下からの盛り上つた力によつて進められていることである。多くの場合、一般からの募金によつて建設されているが、その募金に寄せられた金も、子供会が廃品回収を行つて得た益金、修学旅行に行つて残つた小遣銭、街頭に設けられた募金に入れられたもの、一般家庭からの十円募金などいづれも地域の人々の愛情のこもつた零細な金額が積つて、つくられているようである。この間の青少年を思う善意こそ尊いものである。しかし、ただ、愛の鐘をつくつて鳴らしさえすればよい、と考えることや、一時的なお祭り騒ぎに終ることのないように注意したいものである。愛の鐘の設置をきっかけに、青少年の健全育成のために地域社会の力を結集するいましめのシンボルとなれば愛の鐘の存在も有意義なものとなる。



△編集室から▽

★グラビアクック団体をめざしてクック発行
いよいよ近まつた熊本国体への意欲を高めるため、このたび本誌特集号としてタブ四頁のグラビア団体画報を五万部発行しました。

この画報は国体にそなえる県下の主な競技施設、会場や競技等の練習状況を写真で紹介したものです。

★本誌の発行日変更について
この五月号から、取材や内容等の都合で従来までの一日発行を十日発行に変更することにしましたのでお知らせします。